

令和4年鉾田市農業委員会2月定例総会議事録

日 時	令和4年2月25日（金）午後2時00分																																																																																		
場 所	福祉事務所 2階 会議室																																																																																		
出欠状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>氏名</th> <th>出欠</th> <th>番号</th> <th>氏名</th> <th>出欠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1番</td> <td>櫻井 健一</td> <td>出</td> <td>13番</td> <td>菅谷 美尚</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>2番</td> <td>永井 司</td> <td>出</td> <td>14番</td> <td>飯岡 政一</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>3番</td> <td>富田 省三</td> <td>出</td> <td>15番</td> <td>城田 俊男</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>4番</td> <td>菊地 博</td> <td>出</td> <td>16番</td> <td>出沼 丈夫</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>5番</td> <td>浜田 洋一</td> <td>出</td> <td>17番</td> <td>海老原康廣</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>6番</td> <td>米川 完一</td> <td>出</td> <td>18番</td> <td>菊川 俊雄</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>7番</td> <td>坪沼美知子</td> <td>出</td> <td>19番</td> <td>飯塚 康雄</td> <td>欠</td> </tr> <tr> <td>8番</td> <td>菅谷 幸子</td> <td>出</td> <td>20番</td> <td>郡司 光一</td> <td>欠</td> </tr> <tr> <td>9番</td> <td>草野 克信</td> <td>出</td> <td>21番</td> <td>浅野 登</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>10番</td> <td>箕輪美代子</td> <td>出</td> <td>22番</td> <td>鈴木 新吾</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>11番</td> <td>大貫 修一</td> <td>出</td> <td>23番</td> <td>大久保 稔</td> <td>欠</td> </tr> <tr> <td>12番</td> <td>宇佐見達夫</td> <td>出</td> <td>24番</td> <td>小松崎善一</td> <td>出</td> </tr> </tbody> </table>					番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠	1番	櫻井 健一	出	13番	菅谷 美尚	出	2番	永井 司	出	14番	飯岡 政一	出	3番	富田 省三	出	15番	城田 俊男	出	4番	菊地 博	出	16番	出沼 丈夫	出	5番	浜田 洋一	出	17番	海老原康廣	出	6番	米川 完一	出	18番	菊川 俊雄	出	7番	坪沼美知子	出	19番	飯塚 康雄	欠	8番	菅谷 幸子	出	20番	郡司 光一	欠	9番	草野 克信	出	21番	浅野 登	出	10番	箕輪美代子	出	22番	鈴木 新吾	出	11番	大貫 修一	出	23番	大久保 稔	欠	12番	宇佐見達夫	出	24番	小松崎善一	出
番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠																																																																														
1番	櫻井 健一	出	13番	菅谷 美尚	出																																																																														
2番	永井 司	出	14番	飯岡 政一	出																																																																														
3番	富田 省三	出	15番	城田 俊男	出																																																																														
4番	菊地 博	出	16番	出沼 丈夫	出																																																																														
5番	浜田 洋一	出	17番	海老原康廣	出																																																																														
6番	米川 完一	出	18番	菊川 俊雄	出																																																																														
7番	坪沼美知子	出	19番	飯塚 康雄	欠																																																																														
8番	菅谷 幸子	出	20番	郡司 光一	欠																																																																														
9番	草野 克信	出	21番	浅野 登	出																																																																														
10番	箕輪美代子	出	22番	鈴木 新吾	出																																																																														
11番	大貫 修一	出	23番	大久保 稔	欠																																																																														
12番	宇佐見達夫	出	24番	小松崎善一	出																																																																														
事務局	櫻井局長 井川局長補佐 酒井係長 鬼澤係長																																																																																		
議長	14番 飯岡政一（会長）																																																																																		
議事録署名人	4番 菊地 博 5番 浜田 洋一																																																																																		
書記	酒井係長																																																																																		
議題	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について</p> <p>議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可について</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について</p> <p>議案第4号 現況証明書の交付について</p> <p>議案第5号 農地改良協議に対する同意について</p> <p>議案第6号 農地法第3条の買受適格証明書の発行及び公売・競売落札後の許可について</p> <p>議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について</p>																																																																																		

	<p>議案第8号 農地法第18条第1項の規定による許可申請に対する送付意見決定について</p> <p>議案第9号 銚田市農地利用最適化推進委員候補者選考委員の決定について</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について</p> <p>報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について</p> <p>報告第3号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について</p> <p>報告第4号 農地等の現況に係る照会に対する回答について</p> <p>その他</p> <p style="text-align: center;">(開 会)</p> <p>事務局 定刻となりましたので、令和4年銚田市農業委員会2月定例総会を開会いたします。</p> <p>会長 開会に先立ちまして、飯岡会長からご挨拶をお願いします。</p> <p>どうも、皆さん、こんにちは。今日はいつもより大分暖かくなってきましたので、今日から3日くらいは温度もふだんより上がるということで、快適に過ごせるような日々になっておりますけれども、コロナに関しては、やはり茨城県は常に120人から150人くらいは毎日のように出ておりますので、当農業委員の方からは一人もまだそういうことが出ていないということで、非常にありがたいと思っております。やはりこのように皆さんが健康で出席できるということは、非常にコロナに対して意識を持ってふだんの生活にも支障なく過ごしているのではないかなとありがたいと感じております。</p> <p>なお、農業委員会もあと1か月、来月で任期を皆さん迎えるわけなのですが、先ほど局長とも話しましたけれども、来月は最後なので、コロナでもこの分ならば安心ではないかなという、今の状況であれば全員参加でひとつ来月は臨みたいと思っておりますので、最後の締めでございますので、全員で総会を開きたいと思っておりますので、そのときはよろしくひとつお願いいたします。それまで皆さんの体調を整えて、来月の25日の総会に出席いただければ幸いです。</p> <p>今日もいろいろありますので、皆さんの慎重審議よろしくお願いたします。</p> <p>以上をもちまして挨拶と代えさせていただきます。</p>
--	--

事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>定例総会の議長につきましては、銚田市農業委員会会議規則第14条第1項の規定により会長が当たることになっております。議事進行を飯岡会長にお願いします。</p>
議長	<p>ただいまの出席委員は21名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づく、総会を開く定足数に達しておりますので、銚田市農業委員会2月定例総会を開会いたします。</p> <p>本総会に提案する議案は告示のとおりです。</p> <p>会期を本日1日限りと決定したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認め、会期については本日1日限りといたします。</p>
議長	<p>次に、会議録署名人の選任でございますが、議長において指名することで、ご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。会議録署名人に、4番 菊地博 委員、5番 浜田洋一 委員の両名を指名いたします。</p>
議長	<p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の酒井係長を指名いたします。</p>
議長	<p>議案の審議に入る前に諸報告を行います。</p> <p>新型コロナウイルス感染防止対策のため、19番 飯塚康雄 委員、20番 郡司光一 委員、23番 大久保稔 委員が欠席となります。</p>
議長	<p>これより議事に入ります。</p>
	<p>(議案第1号 農地法第3条の規定による権利)</p>

		<p>の設定、移転の許可について)</p>
議	長	<p>議案第1号 「農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」を議題といたします。</p>
議	長	<p>番号1番から番号21番を一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。</p>
事	務	<p>番号1番から番号21番まで、ご説明いたします。</p> <p>申請件数につきましては21件、地目は田が9筆、畑が29筆、合計で38筆になります。面積は7万7,185平方メートルでございます。</p> <p>契約内容につきましては、売買が17件、普通贈与4件となっております。</p> <p>いずれの案件につきましても、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えられます。</p> <p>詳細につきましては、農地法第3条審査表を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
議	長	<p>番号1番について地元委員の説明を求めます。</p>
菊地博委員		<p>4番の菊地です。1番について説明いたします。</p> <p>譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんの間で普通贈与ということで円満にまとまったということでございます。</p> <p>譲渡人の■■■■さんは高齢のため作れないので、改良区のほうから勧められて、未納分の賦課金などを■■■■さんが支払って贈与されたということです。■■■■さんはサツマイモ、メロン、大根、水稻などを作っております。コンバインなども持っており、米の増産をするために申請地を贈与されたということです。</p> <p>以上のような理由から、譲受人は農作業に常時従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、下限面積要件、地域との調和要件においても支障ないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われるので、よろしくご審議のほどをお願いします。</p>
議	長	<p>続きまして、番号2番、番号3番について地元委員の説明を求めます。</p>

箕輪美代子委員

10番, 箕輪です。2番について説明をいたします。

譲受人, ■■■■さんと譲渡人, ■■■■さんは, 知人の紹介による間柄です。この都度, ■■■■さんの経営規模拡大ということで売買契約が円満にまとまったということです。

■■■■さんは, サツマイモなどを中心とした農家で, 経営面積は借地を入れ1. 2ヘクタールあります。大洋の■■■■さんの紹介で農機具を買ったり畑を借りたりして農業に熱心に取り組んでおります。サツマイモの増産をするため申請地を取得したいということでございます。

以上のような理由から譲受人は農作業に常時従事しており, 権利移動に係る許可要件について問題ないと思われまますので, よろしくご審議のほどをお願いいたします。

続きまして, 3番について説明いたします。譲受人, ■■■■さんと譲渡人, ■■■■さんは, 不動産業者を通じた紹介の売買です。この都度, ■■■■さんの経営規模拡大ということで売買契約が円満にまとまったということであります。

譲受人は, メロン, トマト, 葉物などを中心とした農家で, 経営面積も借地を入れ6ヘクタール以上あり, 熱心に農業に取り組んでおります。作物を増産するため申請地を取得したいということであります。

以上のような理由から, 譲受人は農作業に常時従事しており, 権利移動に係る許可要件について問題ないと思われまますので, よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議 長

続きまして, 番号4番, 番号5番について地元委員の説明を求めます。

大貫修一委員

11番, 大貫です。番号4番について説明いたします。

譲受人, ■■■■さんと譲渡人, ■■■■さんは親子です。このたび親子で普通贈与の形で話が調ったそうです。■■■■さんは, 国土館大学を卒業した後, 家の農業を継いでメロン等を熱心に作付しています。■■■■さんは最近あまり体の調子がよくなく, ■■■■さんに経営権及び農地の贈与をするとなったとのことです。よろしくご審議ください。

続きまして, 5番に参りたいと思います。■■■■さんの3条案件を説明いたします。

■■■■さんの母親が■■■■さんのおうちのすぐそばにあったということで, 話があったとのことです。■■■■さんは安房で■■■■という農産物加工, 農産物販売等をしながら農業経営を, サツマイモ, ゴボウ, 葉物等を手広く行っています。この農地は銚田市の公売物

<p>議 長</p> <p>城田俊男委員</p>	<p>件でありましたが、1月29日に差押え解除になっております。現地は堀之内のクリーンセンターを越え、橋本商店という雑貨並びにガソリンスタンドなどをやっているところを20メートルくらい行き、右へ曲がり200メートルから300メートル行ったところにあります。すぐ南が行方市の小貴地区になるそうです。日当たりもよく土質もよく、農地としては最適なところと思われます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について何ら問題ないと思われますので、よろしくご審議ください。</p> <p>続きまして、番号6番から番号8番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>15番、城田です。3条6番の説明を行います。</p> <p>譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■さんは、元市議員と元市役所職員という間柄なので、長年の知り合いです。この案件は、長い間耕作放棄地でしたが、賦課金等の支払い問題等を考え、近くに■■■さんの耕作地があり、■■■さんに贈与という形にまとまったそうです。■■■さんは、ニンジン、米、サツマイモなどの経営主で、後継者の■■■さんと熱心に取り組んでいます。取得後も下限面積要件、地域との調和要件についても問題がなく、権利移動に係る許可要件についても問題がないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。</p> <p>7番の説明に入ります。譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■さんは、うちが3軒隣という近所つき合いです。この案件は、■■■さんより売買の話があり、まとまったそうです。■■■さんは、以前■■■■などの買取り業をしていた問屋です。■■■さんが規模拡大ということでまとまりました。■■■さんは、前農業委員の■■■■さんの長男です。現在、米、サツマイモを中心にした農家として、現在乾燥イモなども生産しています。このような理由から、農作業も300日以上従事しており、下限面積要件、地域との調和要件においても支障はないと考えられます。権利移動に係る許可要件も問題はないと思われますので、ご審議をよろしくお願いします。</p> <p>続きまして、8番の説明に入ります。譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■さんは、■■■さんが祖父の兄弟として、今回は高齢でもあり、息子さんが埼玉に生活してしまして耕作することはないということなので、こちらの後継者の■■■さんたちに贈与する形にてまとまったそうです。■■■さんは、米、サツマイモ、ニンジン等の生産を熱心に取り組んでいまして、下限面積要件、地域との調和要件等においても支障はないと考えています。許可要件についても問題はないと思いますので、ご審議のほどをよろしくお願いします。</p>
--------------------------	---

議 長	<p>続きまして、番号9番から番号11番について地元委員の説明を求めます。</p>
出沼丈夫委員	<p>16番、出沼です。9番についてご報告いたします。</p> <p>譲受人の■■■■さんと譲渡人の■■■■さんはおいになります。■■■さんは、現在水田を200アール以上の耕作をしており、経営規模拡大のために売買の契約が円満にまとまったとのことです。親戚でありますので、協力したというようなお話を聞いております。以上のような理由から、譲受人に農作業は常時150日以上従事しており、下限面積要件、地域との調和要件においても支障はないと考えておりますので、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件に問題はないと思われまますので、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>続きまして、10番ですけれども、■■■さんと譲渡人の■■■■さんは、■■■さんがおいごになります。親戚同士の話合いで、9番でご説明したのと全く同様の内容でございますので、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>続きまして、11番についてご報告いたします。譲渡人の■■■■さんは、銚田市新銚田駅前に住んでおりますが、譲受人の■■■■さんとは大洋出身でありまして、売買の話が円満にまとまったとのことです。よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、番号12番について地元委員の説明を求めます。</p>
海老原康廣委員	<p>17番、海老原です。12番についてご説明いたします。</p> <p>譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは、親の代から親交があり、このたび■■■さんの経営規模拡大ということで売買契約が円満にまとまったということでございます。■■■さんは、水稲、カンショなどを中心とした農家であり、経営面積も74アール、夫婦2人で熱心に取り組んでおります。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われまますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。</p>
議 長	<p>続きまして、番号13番、番号14番について地元委員の説明を求めます。</p>
浅野登委員	<p>21番、浅野です。13番について説明いたします。</p> <p>譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは隣同士でございます。このたび■■■さんの経営規模拡大ということで、売買契約が円満にまとまったということでございます。■■■■さんは、外</p>

	<p>国人実習生を雇い、コマツナ、ハウレンソウなどを生産、農協に出荷しており、経営面積も230アールほどあり、農作業に常時従事しております。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p> <p>続きまして、14番について説明いたします。譲渡人、■■■■さんと先ほどの13番の譲受人、■■■■さんは親子でございます。譲渡人も同じ■■■■さんであります。よって、譲受人の経営状況、取得理由なども13番の案件と全く同じであり、問題ないと思われまます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。</p>
<p>議 長</p> <p>永井司委員</p>	<p>続きまして、番号15番から番号16番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>2番、永井です。15番、16番について説明いたします。■■■■さんと■■■■さんは近所同士でありまして、■■■■さんの畑の近くに■■■■さんの畑がありまして、規模拡大ということで■■■■さんに売買するということで契約がまとまったそうでございますので、よろしく審議をお願いいたしたいと思ひます。</p> <p>16番について説明いたします。■■■■さんと■■■■さんは、やはり近所同士でありまして、これも近くに■■■■さんの畑がありまして、規模拡大ということで■■■■さんも承諾したということで、売買が成立したそうでございますので、よろしく審議お願いしたいと思ひます。</p>
<p>議 長</p> <p>菅谷美尚委員</p>	<p>続きまして、番号17番から番号19番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>13番、菅谷です。17番について説明いたします。</p> <p>譲受人、■■■■さんは水稲、ネギを中心に生産して、家族、従業員、計6名で農業経営をする専業農家さんです。前々より譲渡人、■■■■さんより借りていた土地を、このたび規模拡大したいということで買い取ったということです。問題ない案件と思われまますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p> <p>続きまして、18番について説明いたします。譲渡人、■■■■さんが高齢になり農業ができなくなってきたということで、隣地に譲受人、■■■■さんが娘さんの自宅を建設したのを期に、■■■■さんを買ってもらうことになったそうです。問題のない案件と思われまますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p> <p>続きまして、19番について説明いたします。譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは昔からの友人で、■■■■さんが作付している畑</p>

<p>議 長</p>	<p>の隣地を■■■さんが買い取ってもらうという話がまとまり、このたび円満に売買が成立したそうです。■■■さんは、買い取った土地にネギを作りたいとのこと。問題のない案件と思われるので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p> <p>続きまして、番号20番、番号21番について地元委員の説明を求めます。</p>
<p>鈴木新吾委員</p>	<p>22番、鈴木です。譲受人、■■■さんは、このたび経営規模拡大ということで、売買契約が円満にまとまったということです。■■■さんは、サツマイモなどを中心とした農家であり、390アール以上あり、後継者も熱心に取り組んでおります。サツマイモを増産するため申請地を取得したいということでございます。</p> <p>以上の理由から、譲受人は農作業に常時300日以上従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、下限面積要件、地域との調和要件においても支障はないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件については問題ないと思われるので、よろしくご審議のほどをお願いします。</p> <p>最後の21番について説明します。譲受人、■■■さんと譲渡人、■■■さんはいとこの間柄でございます。このたび■■■さんの経営規模拡大ということで売買契約が円満にまとまったということでございます。■■■さんは、サツマイモなどを中心とした農家であり、経営面積も934アール以上あり、後継者も熱心に取り組んでおります。サツマイモを増産するため申請地を取得したいということでございます。</p> <p>以上の理由から、譲受人は農作業に常時300日以上従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、下限面積要件、地域との調和要件においても支障はないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件については問題ないと思われるので、よろしくご審議のほどをお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、番号1番から番号21番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番から番号21番について申請どおり許可と決定することにご異議ありませんか。</p>

<p>議 長</p>	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。番号1から番号21番を申請どおり許可と決定いたします。</p> <p>(議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可について)</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、議案第2号「農地法第4条の規定による転用許可について」を議題といたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>番号1番、申請人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX。申請地、XXXXXXXXXX。地目、畑。面積306平方メートル。事由、令和2年頃に、農地法の許可を得ずに農機具格納庫及び作業所として整備して使用しておりましたので是正の申請をします。転用計画としましては、農機具格納庫57.08平方メートル、農業用作業所73.42平方メートル。始末書添付となっております。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと思います。以上でございます。</p>
<p>議 長 草野克信委員</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>9番、草野です。1番について報告いたします。去る2月15日に、5番、浜田委員、6番、米川委員、9番、草野と事務局で現地調査を行いました。場所は、地図1ページの左側です。詳細は地元委員さんをお願いします。周囲は集団的に存在する農地の地域にあるが、農業用設備を使用するために例外的に許可できる状況であり、農地区分は第1種農地と判断しました。申請地には農機具、格納庫及び作業所が建っていて、使用されておりました。なお、令和2年頃、農地法の許可を得ずに既存敷地を拡張したため、是正の申請をして始末書添付です。</p>

<p>議 長</p>	<p>農地転用許可基準からの意見として、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、報告いたします。</p>
<p>宇佐見達夫委員</p>	<p>地元委員の説明を求めます。</p> <p>12番、宇佐見です。1番について説明いたします。</p> <p>現地調査員の皆様、ご苦労さまでした。場所は地図1ページ左側、旧徳宿小学校、現とくしゅくの杜より北へ約1.5キロ行った左側です。申請人、■■■■■さんは、家族3人と実習生5人で90アールのイチゴ専門農家で、農協でもトップクラスの収量を誇る農家です。今回、■■■■■さんのお父さんが名義変更等の手続中に農機具、格納庫及び作業場として使っていた3間ハウスが地目変更されていないことが発覚し、是正の申請となります。始末書添付ということで問題ない案件かと思っておりますので、よろしくご審議のほどお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>番号1番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>(議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について)</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、議案第3号 「農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について」を議題といたします。</p>

<p>議 長 事 務 局</p>	<p>番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。</p> <p>番号1番, 譲受人, [REDACTED], [REDACTED], [REDACTED], [REDACTED]。譲渡人, [REDACTED], [REDACTED]。申請地, [REDACTED]。地目, 畑。面積122平方メートル。事由, 現在, 借家に住んでいるが, 子供が成長し手狭なため, 自己住宅を建築したい。</p> <p>転用計画は, 居宅(自己住宅)63.76平方メートル。契約内容は普通贈与です。</p> <p>詳細につきましては, 現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長 浜田洋一委員</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>5番, 浜田です。1番について報告いたします。</p> <p>去る2月15日に, 5番, 浜田, 6番, 米川委員, 9番, 草野委員と事務局で現地調査を行いました。場所については, 地図1ページの右側の位置です。詳しい場所等については地元委員さんをお願いいたします。申請地は集団的に存在する地域にあり, 農地区分は第1種農地と判断しました。集落に接続して設置される自己住宅として例外的に許可できると判断しました。農地転用許可基準からの意見として, 転用目的, 位置環境, 実現の確実性, 計画面積等, いずれも適と認め, 3人の総合意見として可と判断しましたので, ご報告いたします。</p>
<p>議 長 大貫修一委員</p>	<p>地元委員の説明を求めます。</p> <p>11番, 大貫です。1番についてご説明いたします。</p> <p>まずは, 現地調査員の方々, どうもご苦労さまでした。地図は1ページの右側です。元の諏訪小の道を挟んで南側になります。譲受人, [REDACTED]さんと譲渡人, [REDACTED]さんは親子です。このたび[REDACTED]君の自己住宅建設ということで, 贈与ということで契約が円満にまとまったということでございます。[REDACTED]さんは[REDACTED]さんの長男であり, 以前は父親と一緒に電信関係の仕事をしていたのですが, 現在は鹿嶋で運転手をしているそうです。今はホームセンター山新の向かいのアパートに住んでいますが, 子供が小学生になるのを機会に実家に戻るといふか, 敷地と農地を合わせて自己住宅を造りたいとのことですので, よろしくご審議ください。</p>

議 長	<p>番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
議 長 事 務 局	<p>続きまして、番号2番を上程いたします。事務局に説明させます。</p> <p>番号2番、譲受人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX。譲渡人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX。申請地、XXXXXXXXXX。 XXXXXXXXXX。地目、畑。面積1,183平方メートル。同じくXXXXXXXXXX。 XXXXXXXXXX。地目、畑。面積1,150平方メートル。 事由、現在利用している資材置場が手狭なため、申請地を資材置場及び建設機械置場として整備したい。 転用計画は資材置場、プレハブ小屋36平方メートル、工事看板300枚、山砂等576平方メートル、掘削機2台。契約内容は売買。 詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。</p>
議 長	<p>現況調査員の調査報告を求めます。なお、地元委員も兼ねておりますので続けて説明願います。</p>
浜田洋一委員	<p>5番です。2番についてご報告いたします。 場所については、地図2ページの左側の位置になります。申請地は宅地と山林に囲まれた地域にある集団性の低い農地であり、農地区分としては第2種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積などいずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。 続きまして、地元の委員として報告いたします。譲受人、XXXXXXXXXX</p>

	<p>と譲渡人、 さんは、近所の知り合いの間柄でございます。このたび土地の売買契約が円満にまとまったということです。譲受人、 が現在利用している資材置場が手狭なため、申請地を資材置場及び建設機械置場として整備したいとのことです。よろしくご審議のほどお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号2番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。番号2番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
<p>議 長 事 務 局</p>	<p>続きまして、番号3番を上程いたします。事務局に説明させます。</p> <p>番号3番、賃借人、 ， 。賃借人、 ， 。申請地、 。地目、 畑。面積754平方メートル。 事由、現在利用している資材置場が手狭なため、申請地を資材置場として整備したい。 転用計画は資材置場。山砂100立方メートル、砕石100立方メートル、車両転回場261.68平方メートル。契約内容は賃貸借です。 詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。なお、地元委員も兼ねておりますので続けて説明願います。</p>
<p>浜田洋一委員</p>	<p>5番、浜田です。3番について報告いたします。 申請地は宅地と山林に囲まれた地域にある集団性の低い農地であり、農地区分としては第2種農地と判断しました。農地転用許可</p>

	<p>基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積などいずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。</p> <p>賃貸人の■■■■■さんは、元野友出身の方です。申請地は、以前に■■■■■に貸していましたが、■■■■■さんが子供に野友に家を建てないかと話したところ、建築する話になって返却してもらったが、その後、子供が野友地区ではなくて現在住んでいる家の近くに自己住宅を新築しまして、野友の申請地には住まないことになったそうです。それで、以前に貸していた■■■■■から資材置場として貸してほしいということになって、賃貸契約が円満にまとまったということです。よろしくご審議のほどをお願いします。</p>
議 長	<p>それでは、番号3番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号3番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。番号3番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
議 務 局	<p>続きまして、番号4番を上程いたします。事務局に説明させます。</p> <p>番号4番、譲受人、■■■■■、■■■■■、■■■■■。譲渡人、■■■■■、■■■■■、■■■■■。申請地、■■■■■。地目、畑。面積500平方メートル。</p> <p>事由、現在、借家に住んでいるが、子供が生まれ手狭なため、自己住宅を建築したい。</p> <p>転用計画は居宅(自己住宅)64.58平方メートル。契約内容は売買です。</p> <p>詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>

議 長	現況調査員の調査報告を求めます。
米川完一委員	<p>6番, 米川です。4番について説明いたします。</p> <p>場所は地図3ページの左になります。詳しいことは地元委員さんをお願いしたいと思います。農地区分としては, 集団的に存在する農地の地域にあるが, 集落に接続して設置される自己住宅として例外的に許可できるということで第1種農地と判断いたしました。転用許可基準からの意見として, 転用目的, 位置環境, 実現の確実性, 計画面積等いずれも適と認め, 3人の総合意見として可と判断いたしましたので, ご報告いたします。</p>
議 長	地元委員の説明を求めます。
菅谷幸子委員	<p>8番, 菅谷です。4番についてご説明いたします。</p> <p>現地調査員の皆さん, ご苦労さまでした。地図は3ページの左側になります。国道51号線を鹿嶋のほうに向かいまして, 大洋出張所入り口から入り, セブンの反対側になります。譲渡人, ■さんと譲受人, ■さんとの間で円満に話がまとまり, 自己住宅を建築したいとのことでした。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>番号4番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>番号4番を申請どおり許可と決定することに, ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	異議なしと認めます。番号4番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長	続きまして, 番号5番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	<p>番号5番, 使用借人, ■, ■。使用貸人, ■, ■。申請地, ■。地目, 畑。面積404平方メートル。</p> <p>事由, 農業用機械及び農業用資材の保管場所が手狭なため, 申請</p>

<p>議 長</p>	<p>地に農業用倉庫を整備したい。 転用計画は農業用倉庫165.39平方メートル。契約内容は使用貸借です。 詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。</p>
<p>草野克信委員</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>9番、草間です。5番について報告いたします。 申請地は地図3ページの右側です。詳細は地元委員さんをお願いいたします。周囲は集団的に存在する農地の地域にあるが、農業用倉庫を整備し使用するため例外的に許可できる状況であり、農地区分は第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積などいずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>永井司委員</p>	<p>地元委員の説明を求めます。</p> <p>2番、永井です。5番について説明いたします。 ■■■さんと■■■さんは夫婦でありまして、作業所が狭くなって、畑の近くに作業所を整備したいということで、今回申請になりまして、よろしく審議お願いしたいと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号5番について質疑に入ります。質疑を許します。 はい、どうぞ。</p>
<p>大貫修一委員</p>	<p>すみません、これ大洋地区の青山ですか。どこら辺なのですか、これ。ちょっと教えてください。</p>
<p>永井司委員</p>	<p>これは青山地区は開拓にありまして、台濁沢から小角台を過ぎてその上になるのです。</p>
<p>議 長</p>	<p>これは、私も見に行ってきましたけれども、銚田のほうから行きますと中島解体屋のところ、あのところを右に入っていくと、台濁沢が抜けるところが道路がありますから、その途中で右に鋭角に入るところがあるのです。その右の鋭角に入ると今度は青山地区には出ますけれども、その青山地区の集落の左側の手前のところの左に入ったところの左側です。</p>

大貫修一委員	大体分かりました。
議 長	青山という地区の集落がありますから、何軒か。その少し手前の左に入ったところの左側でございます。私も行ってきましたから、それ。その説明でいかがでしょうか。
大貫修一委員	はい、分かりました。大体分かりました。
議 長	大丈夫ですか。 では、番号5番について質疑に入りますけれども、どうでしょうか。
	(質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号5番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号5番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長	続きまして、番号6番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号6番、譲受人、 。譲渡人、 。申請地は、。地目、畑。 面積368平方メートル。 事由、現在、借家に住んでいるが、子供が成長し手狭なため、自己住宅を建築したい。 転用計画としましては居宅(自己住宅)89.38平方メートル。 契約内容は普通贈与になります。 詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議 長	現況調査員の調査報告を求めます。

米川完一委員	<p>6番, 米川です。6番について報告いたします。 場所については, 地図の4ページの左になります。詳しいあれについては地元委員さんをお願いいたしたいと思います。農地区分としては, 集団的に存在する農地の地域にあるが, 集落に接続して設置される自己住宅として例外的に許可できるということで, 第1種農地と判断いたしました。農地転用許可基準からの意見として, 転用目的, 位置環境, 実現の確実性, 計画面積等, いずれも適と認め, 3人の総合意見として可と判断いたしましたので, ご報告いたします。</p>
議 長	<p>地元委員の説明を求めます。</p>
菅谷美尚委員	<p>13番, 菅谷です。6番についてご説明いたします。 現地調査員の皆様, 大変ご苦労さまでした。申請地は地図4ページ左側になります。国道354号線, 鹿行大橋交差点を大洋支所に向かい約2.5キロ地点を左折し, 300メートル地点になります。譲受人, ■■■■■さんと■■■■■さんは親子の関係です。現在, 借間住まいでいて, 子供が成長して手狭になったため自己住宅を建設するとのこと。よろしくご審議お願いいたします。</p>
議 長	<p>番号6番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号6番を申請どおり許可と決定することに, ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。番号6番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>続きまして, 番号7番を上程いたします。事務局に説明させます。</p>
事 務 局	<p>番号7番, 使用借人, ■■■■■, ■■■■■, ■■■■■, ■■■■■。使用貸人, ■■■■■, ■■■■■, ■■■■■。申請地, ■■■■■。地目, 畑。面積500平方メートル。</p>

<p>議 長 浜田洋一委員</p>	<p>事由、現在、借家に住んでいるが、子供が生まれ手狭なため、自己住宅を建築したい。 転用計画としましては居宅（自己住宅）132.49平方メートル。契約内容は使用貸借です。 詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。</p> <p>現況調査員の調査報告を求めます。</p>
<p>議 長 菊川俊雄委員</p>	<p>5番、浜田です。7番について報告いたします。 申請地は地図4ページの右側になります。詳しい場所等については地元委員さんをお願いします。集団的に存在する農地の地域にあり、農地区分としては第1種農地と判断しました。集落に接続して設置される自己住宅として例外的に許可できると判断しました。農地転用許可基準からの意見として、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。</p> <p>地元委員の説明を求めます。</p>
<p>議 長 議 長</p>	<p>18番、菊川です。7番についてご説明いたします。 調査員の皆さん、ご苦労さまでした。場所は地図4ページ右側です。鉾田大洗線で大洗方面に向かって旭駅へ行く交差点を反対側に曲がった東側の500メートルぐらい行ったところ。使用借人、佐伯洋介さんと使用貸人、佐伯孝治さんは親子の間柄です。佐伯さんは現在アパートに住んでおり、子供が生まれて手狭になったため両親の住んでいる家の隣に自己住宅を建てたいとのこと。何ら問題はないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願いします。</p> <p>番号7番について質疑に入ります。質疑を許します。</p>
<p>議 長</p>	<p>(質疑なしの声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号7番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>

<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。番号7番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
<p>議 長 事 務 局</p>	<p>続きまして、番号8番を上程いたします。事務局に説明させます。</p> <p>番号8番、譲受人、[REDACTED]。[REDACTED]。譲渡人、[REDACTED]。申請地、[REDACTED]。地目、畑。面積248平方メートル。続きまして譲渡人、[REDACTED]。申請地、[REDACTED]。地目、畑。面積189平方メートル。</p> <p>事由、現在、借家に住んでいるが、子供が生まれ手狭なため、自己住宅を建築したいということです。</p> <p>転用計画は居宅（自己住宅）125平方メートル。契約内容は売買。</p> <p>詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長 米川完一委員</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>6番、米川です。8番について報告いたします。</p> <p>場所は地図5ページの左になります。詳しい場所については、地元委員さんをお願いしたいと思います。農地区分としては、集団的に存在する農地の地域にあるが、集落に接続して設置される自己住宅として例外的に許可できるということで、第1種農地と判断いたしました。農地転用許可基準からの意見として、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、ご報告いたします。</p>
<p>議 長 菅谷幸子委員</p>	<p>地元委員の説明を求めます。</p> <p>8番、菅谷です。8番について説明いたします。</p> <p>地図5ページの左側になります。国道51号線を鹿嶋のほうに向かいまして大洋支所入り口から入り、セブンがあるのですけれども、そこを左に曲がってから300メートルぐらいのところになります。譲渡人は、[REDACTED]さんと[REDACTED]さんですが、これは別にそれぞれ違う家族の方で、たまたまそこが2筆になっているためにこのようになったということです。譲受人、[REDACTED]さんの間で話が円満にまとまり、自己住宅を建築したいとのこと。ご審議のほどよ</p>

<p>議 長</p>	<p>ろしくお願いいたします。</p> <p>番号8番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号8番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。番号8番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
<p>議 長 事 務 局</p>	<p>続きまして、番号9番を上程いたします。事務局に説明させます。</p> <p>番号9番、譲受人、 、 。譲渡人、 、 。申請地、 。地目、畑。面積250平方メートル。続きまして譲渡人、 、 。申請地、 。地目、畑。面積187平方メートル。 事由、現在、借家に住んでいるが、手狭なため、両親の住む銚田市に自己住宅を建築したい。 転用計画は居宅（自己住宅）108平方メートル。契約内容は売買です。 詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。</p>
<p>議 長 米川完一委員</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>6番、米川です。9番について報告いたします。 場所については地図5ページの右になります。詳しい場所については地元委員さんをお願いいたします。農地区分としては、集団的に存在する農地の地域にあるが、集落に接続して設置される自己住宅として例外的に許可できるということで、第1種農地と判断いたしました。農地転用許可基準からの意見として、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見</p>

<p>議 長</p>	<p>として可と判断いたしましたので、ご報告いたします</p> <p>地元委員の説明を求めます。</p>
<p>菅谷幸子委員</p>	<p>8番、菅谷です。9番についてご説明いたします。</p> <p>地図5ページの右側になります。先ほどの同じ場所の半分であります。こちらも譲渡人と譲受人がそれぞれ円満に話がまとまり、自己住宅を建築したいとのことです。よろしく願います。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号9番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>番号9番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。番号9番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、番号10番を上程いたします。事務局に説明させます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>番号10番、使用借人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX。使用貸人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX。申請地、XXXXXXXXXX。XXXXXXXXXX。地目、畑。面積246平方メートル。</p> <p>事由、現在、実家に住んでいるが、子供が生まれ手狭なため、自己住宅を建築したい。</p> <p>転用計画は居宅（自己住宅）61.27平方メートル。契約内容は使用貸借。</p> <p>詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p> <p>米川完一委員</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>6番、米川です。10番についてご報告いたします。</p>

	<p>トル。続きまして譲渡人、 。申請地、。地目、畑。面積4, 427平方メートル。続きまして譲渡人、 。申請地、。地目、畑。面積3, 991平方メートル。続きまして譲渡人、 。申請地、。地目、畑。面積2, 906平方メートル。続きまして譲渡人、 。申請地、。地目、畑。面積6, 808平方メートル。</p> <p>事由、銚田市公立学校施設再編計画による、旭中学校区統合小学校整備のため。</p> <p>転用計画、校舎・体育館6, 135平方メートル、グラウンド・プール1万1, 045平方メートル、駐車場・ロータリー1万7, 532平方メートル、歩道緑地6, 990平方メートル、全体面積4万1, 702平方メートル。契約内容は売買。</p> <p>詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長 濱田洋一委員</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>5番、浜田です。11番について報告します。</p> <p>申請地は地図6ページの右側になります。詳しい場所等については、地元委員さんをお願いします。集団的に存在する農地の地域にあり、農地区分としては第1種農地と判断しました。土地収用法を使用することができる事業のため、例外的に許可できると判断しました。農地転用許可基準からの意見として、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、ご報告いたします</p>
<p>議長 小松崎善一委員</p>	<p>地元委員の説明を求めます。</p> <p>24番、小松崎です。まずもって現地調査員の皆様、ご苦労さまでした。番号11番についてご説明をいたします。</p> <p>譲受人、さんより転用許可の申請が出ております。譲渡人、さん、さん、さん、さん、さん、さん、さん、計6名の農地面積2万7, 946平米でございます。これは、先ほどご説明がありましたように、旭中学校区統合小学校の売買による農地転用の案件であります。また、これは第1種農地ではありますが、市の公共施設というようなことで土地収用法を使用することができる事業のため、例</p>

	<p>外的に許可はできるのではないかとと思われます。場所は、国道51号線水戸方面へ向かいまして玉田交差点を左に1.5キロぐらい入ったところで、旭幼稚園があるのですが、その奥手の南側の一角にあります。問題のない案件とは思われますので、ご審議のほどをよろしくお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>番号11番について質疑に入ります。質疑を許します。はい、どうぞ。</p>
<p>海老原康廣委員</p>	<p>17番、海老原です。これは去年取り下げられた土地と同じなのかな。</p>
<p>小松崎善一委員</p>	<p>違います。</p>
<p>海老原康廣委員</p>	<p>違うの。</p>
<p>小松崎善一委員</p>	<p>ちょっとその道路の反対側です。</p>
<p>海老原康廣委員</p>	<p>分かりました。</p>
<p>議長</p>	<p>そのほかありますでしょうか。 (質疑なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号11番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。番号11番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
	<p>(議案第4号 現況証明書の交付について)</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして、議案第4号 「現況証明書の交付について」を議題</p>

<p>議 長 事 務 局</p>	<p>といたします。</p> <p>番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。</p>
<p>議 長 草野克信委員</p>	<p>番号1番, 申請人, [REDACTED], [REDACTED], [REDACTED], [REDACTED]。届出地, [REDACTED]。台帳地目は畑。面積408平方メートル。</p> <p>現況, 排水処理施設敷地。変更年月日は平成10年10月11日, 確認年月日は令和4年2月15日。非農地証明となります。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長 草野克信委員</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>9番, 草野です。1番について報告いたします。</p> <p>去る2月15日に, 5番, 浜田委員, 6番, 米川委員, 9番, 草間と事務局で現地調査を行いました。場所は地図7ページの左側です。詳細は地元委員さんをお願いします。現地確認したところ, 現在古いコンクリート製の排水処理施設があり, 残りは雑種地で農地にはとても向かない土地でした。3人の総合意見として非農地証明書の交付は可と判断しましたので, 報告いたします。</p>
<p>議 長 箕輪美代子委員</p>	<p>地元委員の説明を求めます。</p> <p>10番, 箕輪です。1番について説明いたします。</p> <p>場所は地図7ページの南側で, 銚田から水戸へ向かう県道110号線の舟木でも外れのほうなのですけれども, そこから中に1キロくらい入ったところに当たります。申請人は[REDACTED]さんです。この申請地は, 前の地権者が漬物の加工業を営んでいて, その排水処理施設で全てコンクリートで覆われていて, 20年以上たっているもので, 非農地証明書の交付には何ら問題ないかと思われまので, よろしくご審議のほどをお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>番号1番を申請どおり現況証明書を交付することに, ご異議ありませんか。</p>

		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。番号1番を申請どおり現況証明書を交付することに、決定いたします。
議	長	続きますして、番号2番を上程いたします。事務局に説明させます。
事	務	番号2番、申請人、 XXXXXXXXXX 、 XXXXXXXXXX 。届出地、 XXXXXXXXXX 。台帳地目、畑。面積563平方メートル。 現況は(農業用倉庫 堆肥盤 冷蔵庫)敷地。許可年月日は令和3年6月25日、変更年月日、令和3年11月15日、確認年月日が令和4年2月15日。転用事実証明となります。 以上でございます。
議	長	現況調査員の調査報告を求めます。
草野克信委員		9番、草野です。2番について報告いたします。 場所は地図7ページの右側です。詳細は地元委員さんをお願いいたします。令和3年6月25日に農地転用許可を受けたものです。現地確認したところ、現在農業用倉庫兼冷蔵庫及び堆肥盤が完成していて、使用している状況でした。3人の総合意見として現況証明書の交付は可と判断しましたので、報告いたします。
議	長	地元委員の説明を求めます。
櫻井健一委員		1番、櫻井です。2番について説明いたします。 調査員の方々、大変ご苦労さまでございました。調査員の方々の報告どおりでございます。地図について説明いたします。7ページ右側になります。真ん中の道路は海岸線を走る道路でございます。地図の上部が滝浜地区の集落になります。左側が柏熊新田の集落になります。申請地の湯坪でございますけれども、住宅が点在する中に農地563平方メートルございます。現場を見ましたが、申請どおり事業が進められておりました。同じ内容で申請代理人からも連絡が入っております。問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議	長	番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)

<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号2番を申請どおり現況証明書を交付することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。番号2番を申請どおり現況証明書を交付することに、決定いたします。</p> <p>(議案第5号 農地改良協議に対する同意について)</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第5号 「農地改良協議に対する同意について」を議題いたします。</p>
<p>議 長 事 務 局</p>	<p>番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。</p> <p>番号1番、申請人、XXXXXXXXXX、XXXXXX。届出地、XXXXXXXXXX、畑1、603平方メートル。 目的は高低差解消。期間は令和4年9月15日となっております。 以上でございます</p>
<p>議 長 草野克信委員</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。なお、地元委員も兼ねておりますので続けて説明願います。</p> <p>9番、草野です。1番について報告いたします。 去る2月15日に、5番、浜田委員、6番、米川委員、9番、草間と事務局で現地調査を行いました。場所は地図8ページの左側です。県道茨城鹿島線で菅谷交差点を500メートルほど直進して丁字路があります。それを右折しますとこの地図中央の太い道路に入りまして、約600メートルほど行った左側になります。申請地は道路より約1メートルほど低くなっており、水はけも悪く、機械類</p>

		<p>も入れない湿田でした。農地改良制度の要件から判断して農地改良の目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、報告いたします。</p> <p>続けて、説明に移ります。申請人、[]さんは、水稻80アールを中心に作付して、別紙2のように取り組んでいます。申請地に客土をして湿田解消し、田畑転換を図ります。完了後はハウレンソウを栽培するそうです。</p> <p>なお、土は行方市内の山土を使用するとのことでした。問題ない案件ですので、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。</p>
議	長	<p>番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>番号1番を協議どおり同意することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議ないものと認め、番号1番を協議どおり同意することに決定いたします。</p> <p>(議案第6号 農地法第3条の買受適格証明書の発行及び競売、公売落札後の許可について)</p>
議	長	<p>続きます。議案第6号「農地法第3条の買受適格証明書の発行及び競売、公売落札後の許可について」を議題といたします。</p>
議	長	<p>番号1番から番号11番を一括して上程いたします。事務局に説明させます。</p>
事	務	<p>局</p> <p>番号1番、願出人、[]、[]。土地の表示、[]。畑、4,458平方メートル。</p> <p>番号2番、願出人、[]、[]。土地の</p>

表示, [redacted]。畑, 5, 077平方メートル。
番号3番, 願出人, [redacted], [redacted]。土地の表示は番号2番と同様です。
番号4番, 願出人, [redacted], [redacted]。土地の表示, [redacted]。田, 852平方メートル。同じく [redacted]。田, 1, 239平方メートル。
番号5番, 願出人, [redacted], [redacted]。土地の表示は番号1番と同様です。
番号6番, 願出人, [redacted], [redacted]。土地の表示は番号2番と同様です。
番号7番, 願出人は番号6番と同じく [redacted]。土地の表示, [redacted]。田, 1, 329平方メートル。
番号8番, 願出人, [redacted], [redacted]。土地の表示, [redacted]。田, 4, 219平方メートル。同じく [redacted]。田, 300平方メートル。同じく [redacted]。田, 550平方メートル。
番号9番, 願出人, [redacted], [redacted]。土地の表示は番号1番と同様です。
番号10番, 願出人, [redacted], [redacted]。土地の表示は番号1番と同様です。
番号11番, 願出人, [redacted], [redacted]。土地の表示は番号1番と同様です。
番号1番, 5番, 7番, 9番, 10番, 11番が競売となっております。入札期間が令和4年3月4日から3月11日, 開札期日が令和4年3月18日となっております。番号2番, 3番, 4番, 6番, 8番が公売で, 入札期日及び開札期日が令和4年3月2日となっております。
以上でございます。

議長
富田省三委員

番号1番について地元委員の説明を求めます。

3番, 富田でございます。この案件に対しまして説明いたします。この案件は, 買受適格証明書の取得の申請でございます。申請人の [redacted] さんは, ひたちなか市に住んでおりまして, 今回私がちょっとこの方のところを調査したのですが, 茨城町のほうにも何反歩かの農地を持っておりまして, 今回, [redacted] さんは1, 221アールの農地を耕しておりまして, 今回この適格証明書発行につきまして何ら問題はないと思います。また, 農業経営規模拡大のための申請でございますので, よろしくご審議のほどをお願いいたします。

<p>議 長</p>	<p>以上です。</p>
<p>菊地博委員</p>	<p>続きまして、番号2番、番号3番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>4番、菊地です。2番について説明します。 願出人、■■■■さんは石八戸区になります。養豚業のほか、葉物、トマト、サツマイモなどをいろいろと作られています。■■■■さん夫婦、■■■■さんの両親の4人と研修生50人ほどおられるそうです。よって、買受適格証明書の発行、公売落札後の許可について問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>続いて、3番、願出人、■■■■さんは私の近所であり、葉物、コマツナ、ミズナなどを作られています。■■■■さん夫婦、長男、お母さんの4人で働いています。息子さんも意欲的に農業に取り組んでおります。よって、買受適格証明書の発行、公売落札後の許可について問題ないと思います。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、番号4番について地元委員の説明を求めます。</p>
<p>出沼丈夫委員</p>	<p>16番、出沼です。申請人の■■■■さんについてご報告いたします。</p> <p>■■■■さんは、銚田市新銚田に住んではおりますが、会社員、運送会社には勤めておりますが、農業も熱心に行っており、水田も70アール以上耕作しているというものです。畑にも同様に作付、いろんな作物を作っているとのことです。年間150日以上からの農作業はしているよというようなお話を伺いました。よって、規模拡大のために適格証明書の交付をお願いしたい。よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、番号5番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>3番、富田でございます。この案件に対しまして説明いたします。申請人の■■■■さんは、今は葉物を中心としてやっておりまして、農業経営の面積も417アールと。これはほとんどハウスでございます。それと、今回農地適格証明書の申請でございまして、つきましては農業経営規模拡大のための申請でございまして、この農地を取得したならばまたハウスをやりたいというような説明でございました。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、番号6番、番号7番について地元委員の説明を求め</p>

<p>浜田洋一委員</p>	<p>ます。</p> <p>5番, 浜田です。6番と7番について説明します。</p> <p>■■■■さんは, 水田, 畑, 合わせて180アールを経営する農家です。水田は半分ぐらい, レンコンとセリを栽培し, 畑にはカンショや麦, 野菜を栽培しているそうです。水田の残りの半分については, 水はけが悪いため去年は作付できなかったそうです。農業については, 梶山地内にトラクター5台と田植機, カンショの畝上げ機, カンショの堀り取り機, 車両運搬車なんかがありました。コンバインについては, 水稲が作付できるようになったときに借りて使用するとのことでした。今回競売, 公売に参加し, 経営規模を拡大したいとのことでした。買受適格証明書の交付については問題ないと思われまますので, よろしくご審議のほどお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして, 番号8番について地元委員の説明を求めます。</p>
<p>城田俊男委員</p>	<p>15番, 城田です。8番の説明に入ります。</p> <p>■■■■さんは, 米とトマト中心の農家であり, 娘さんの子の■■■■さんが後継者になって600坪のハウスにてトマト栽培を住居前にて始めました。経営規模拡大ということで, 公売案件がすぐ近くということで取得したいということです。取得後も支障がないと思われまますので, ご審議のほどよろしくお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>番号9番から番号11番について地元委員の説明を求めます。</p>
<p>富田省三委員</p>	<p>3番, 富田でございます。この案件に対しまして説明いたします。</p> <p>今回の申請者の■■■■さんでございますが, 現在は和岡の区長をやっております。経営面積は369アールやっております。この方もほとんどがこれハウス, 要するにミズナとかそういう葉物専門にやっております。今回適格証明書を申請のための申出でございます。農業経営規模拡大のための申請でございます。何ら問題はないと思っておりますので, ご審議のほどをよろしくお願いいたします。</p> <p>また, 10番に対しましてご説明いたします。この案件に対しましても適格証明書の申請の件でございます。この方は, これは名前言ってもいいです, これ。一応この方は中国人なのです。中国人でありまして, 今回本当ならば現地調査に行くわけだったのですけれども, 双方の都合がございまして, 現地調査はできませんでした。それで, 役場のほうの事務局において願いまして説明をいろいろ聞きました。その結果, この方には農業資格はありますけれども, 農地は確保しておりません。ただ, 農業機械などは現在は取得してい</p>

	<p>ないという説明でございました。また、今後中古だか何だか分からないけれども、農業機械を取得するというような形で見積書などを提出してございます。それと、農地は小美玉にある土地の664アールの農地はあります。そこでサツマイモなどを栽培しております、販売目的でやっている。今後農地を取得した際には、私からも言ったのですけれども、太陽光などはこの農地にはできないということで説明いたしました。本来ならばこの方は太陽光をやるような目的らしいのですけれども、今回は農地ということになればあくまでも農作物を取得するというところでございまして、だからこの一帯は1種農地であるから、太陽光などは今後はできないよということで、分かりましたということで話はまとまりました。そういうわけでございます、適格証明書の申請につきましては問題はないと思います。よろしくご審議のほどをお願いします。</p> <p>また、11番の申請人の■■■■さんは、皆様ご存じのとおりこれは市議会議員をやっておりまして、今回ここであれしますと■■■■さんの農地のすぐ隣のこれは物件だということで、私のところでも相談に来ました。これは地元であれば誰も分かっておりまして、この件に対しまして■■■■さんは、できれば適格証明書を発行してもらいたい。それと、■■■■さんの場合は、現在は11町歩以上の面積を耕しております。主にサツマイモを生産しております。今回適格証明書の発行につきましては、農業経営規模拡大のための申請でございまして、何ら問題はないと思いますので、皆様方のご審議のほどをよろしくお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号1番から番号11番について質疑に入ります。質疑を許します。どうでしょうか。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
<p>小松崎善一委員</p>	<p>これは中国人である外国人が取得するために適格証明書を欲しいというようなことがあるのだけれども、住所は日本の住所にはなっているのでしょうかけれども、国籍が日本国籍の取得が、これ持っているのかな。どういう感じなの。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局、その点は。国籍が日本にあるかどうか。外国人が。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>外国人の方でも取得は永住です。永住許可。在留期間に定めがない方であれば取得は日本人と同様に可能になります。</p>
<p>小松崎善一委員</p>	<p>永住許可というのは何年、どのくらい日本にいと永住許可が得</p>

	られるの。
事務局	その辺はちょっとうちのほうでもはっきり分らないですけども、その在留資格等については、こちらでも確認はその都度その都度しております。ですので、例えば2年後に在留期限が切れるとか、そういった方の場合にはそこまでの貸し借りだったらできますけれども、取得についてはできないということになっておりますので、基本的に外国人の人ということで3条で取得する場合には永住者になると思います。
小松崎善一委員	永住者というと国籍は……
事務局	国籍は日本ではないです。日本ではなくても永住できるということで、在留期限の定めがない方になります。国籍は外国です。
議長	要は、先ほど富田さんが言うように、それを取得して太陽光をがむしゃらに第1種農地を壊されたらば、一番それが怖いということなのけれども、買受適格証明書、そういうことができるということであれば、在留資格があればいいということで、それ以外の縛りはないのでしょうから。
小松崎善一委員	それが買えるかどうか、それは分からないよね。
議長	買った場合の落札の許可についてもだからね。
小松崎善一委員	今こういう問題がいっぱい出てくるから……
議長	そのほかどうでしょうか。何か質疑があれば。大貫さん、何かない。
大貫修一委員	ありません。
議長	どうでしょうか。では、質疑なしでよろしいでしょうか。
	(質疑なしの声あり)
議長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番から番号11番を申請どおり買受適格証明書を発行することとし、なお落札の際には農地法第3条の許可書を発行することに、ご異議ありませんか。

<p>議 長</p>	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議ないものと認め、番号1番から番号11番を申請どおり買受適格証明書を発行することとし、なお落札の際には農地法第3条の許可書を発行することといたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>(議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について)</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p>
<p>議 務 局</p>	<p>事務局に説明させます。</p> <p>申請件数につきましては22件、合計で46筆、面積17万4,886平方メートルです。</p> <p>利用権の種類でございますが、賃貸借が44筆、使用貸借が2筆となっております。内訳につきましては、全て新規となっております。</p> <p>いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、■番、■委員の退席を求めます。</p> <p>(■番 ■委員退室 午後3時44分)</p>
<p>議 長</p>	<p>これより質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>

議 長	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 議案第7号を、申請どおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画を決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、申請どおり決定いたします。</p>
議 長	<p>■番, ■■■■■ 委員の入場を認めます。</p> <p>(■番 ■■■■■ 委員入場 午後3時45分)</p>
	<p>(議案第8号 農地法第18条第1項の規定による許可申請に対する送付意見決定について)</p>
議 長	<p>続きまして、議案第8号 「農地法第18条第1項の規定による許可申請に対する送付意見決定について」を議題といたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>番号1番, 申請人, ■■■■■, ■■■■■。賃貸借当事者, 賃借人, ■■■■■, ■■■■■。賃貸人は申請人と同じく■■■■■。解除しようとする申請地, ■■■■■, ■■■■■, 畑, 9, 449平方メートルのうち, 2, 975平方メートル。</p> <p>賃貸借契約の内容, 期間は年月日不詳で賃借料が, 10アール当たり年間5, 000円。年月日不詳での農地法第3条賃貸借となっております。</p> <p>事由としましては, 「現在, ■■■■■は平成25年度実態調査により職権消除されており, 行方不明となっていて, 小作料の支払もなく耕作もされていない。よって賃貸借契約は破綻しているため」となっております。</p>

<p>議 長</p>	<p>この農地法第18条第1項のこの許可申請につきましては、小作人が信義に反した行為をした場合、例えば今回のように小作料を支払わない、無断で又貸しをした、農地以外に無断で転用した、耕作を長期間していない等その他正当な理由がある場合でなければ県知事の許可は受けられません。農業委員会としてはその申請が適法かどうか、総会において審議、意見を付して議事録の写しとともに県知事に送付することとなっているものです。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>菊地博委員</p>	<p>地元委員の説明を求めます。</p> <p>4番の菊地です。ただいま18条1項の許可についてですが、■さんと■さんは、先ほど事務局が言ったように年月日不詳で農地法第3条に基づいて賃貸借契約を結びました。賃貸借契約をしたのは■さんのお父さんがしたということで、かなり前の話のようです。20年ぐらい前から■さんが行方不明となっており、もちろん小作料も支払われておりません。</p> <p>以上のようなことで、賃貸借の解除をしたいとのこと。皆様のご審議のほどをよろしくお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>これより質疑に入ります。質疑を許します。どうでしょうか。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>議案第8号 農地法第18条第1項の規定による許可申請に対する送付意見決定については、原案どおり許可相当と認めることに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議ないものと認め、議案第8号 農地法第18条第1項の規定による許可申請に対する送付意見決定については、申請どおり許可相当と認め、県知事に送付することに決定いたします。</p> <p>(議案第9号 銚田市農地利用最適化推進委員候</p>

<p>議 長</p>	<p>補者選考委員の決定について)</p> <p>続きまして、議案第9号「銚田市農地利用最適化推進委員候補者選考委員の決定について」を議題といたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは内容について事務局に説明させます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>それでは、議案第9号について説明いたします。</p> <p>銚田市農地利用最適化推進委員は、定員が36名になっておりまして、現在はそれよりも少ない33名が委嘱されております。農業委員と同様に今年の3月31日で任期満了となりますので、こちらも同様に地区からの推薦と公募により募集を行いました。</p> <p>募集状況につきましては、別紙資料の名前が書いてある最終公表と書いてある裏表の一覧表があると思うのですが、ホームページでも公表しておりますが、定員36名のところ37名の応募となっている状況です。</p> <p>今回で3回目の改選になりますが、以前の2回につきましては、どちらも定員未満ということで、総会の合議により、こういったメンバーでよろしいですかということで合議により決定しておりましたが、今回は定数を超過しているということで、選考するという必要があるため、他自治体もそうなのですが、選考委員会を設置するというので、前回の総会でも説明させていただきました。</p> <p>資料1のほうを御覧いただきたいと思います。選考委員会の設置についての案ということで出させていただきました。こちらにつきまして目的等あるのですが、2号としましては、農業委員会の求めに応じて農業委員会に関する法律及び銚田市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則に基づき推進委員の候補者の選考を行い、その結果を農業委員会に報告するものとするということです。</p> <p>委員の構成としましては、次に掲げる6人の委員により組織する。ただし、推進委員の推薦をすること。推薦者となっている方、もしくは推薦を受ける者、募集に応募する者を除くということにしております。まず、農業委員会の会長1名、農業委員会会長職務代理者2名、それと農業委員の委員ということで、各地区より1名ずつの3人で計6名ということで考えております。選考委員会に委員長及び副委員長、それぞれ1人を置き、委員の互選により定めるとしております。会議のほうは委員会が招集して議長になるということで、委員の過半数の出席によって成立するということになりま</p>

す。選考委員会は会議において必要あると認めるときは委員外の者の出席を求め、説明を聞き資料の提出を求めることができる。

今後のスケジュールとしては、本日選考委員の決定、委員長、副委員長というのは決まってから、総会が終わってからちょっと集まって決めたいと思います。

3月上旬には選考委員会のほうを開催しまして候補者を決定し、3月25日に選考結果を定例総会で報告ということで、総会での報告に推進委員候補者を決定、4月1日の臨時総会において推進委員を選任するという形になります。後ろに農業委員の名簿をつけたのですが、右から2番目の欄に推進委員選考委員とありますけれども、丸がついているのは会長と会長代理のところには丸をつけております。それと、斜線が入っているのは推進委員の推薦者になっている方、また候補者となっている方につきましては除くということです。斜線を引かせていただいております。

以上のように選考委員会を設置して候補者を選考するという流れになります。

続きまして、資料2を御覧ください。こちらは2枚つづりになっております。こちらは、選考委員会が候補者を選考するに当たり、どのような基準で審査するかというものです。内容につきましては、農業委員候補者の評価要領というのがあるのですが、そちらを推進委員の役割等に合わせてちょっと修正したものになります。説明させていただきます。

こちらなのですが、1番の目的は読んでいただいて、2番の推進委員に関する事項ですが、選考する候補者の人数、農業委員会の推進の条例に基づき定員36人となります。推薦枠及び応募枠がありまして、地区からの推薦は32人、市内全域からの推薦及び募集は4人となっております、合わせて36人になります。この4人の内訳は地区ごとに決っております、その隣に書いてあります鉾田地区が2人、旭地区が1人、大洋地区が1人となっております。

こちらなのですが、今現在37名になっていまして、応募で5名来ております。そうするとでは1人だけ落とすのかという話になりますが、実際は鉾田地区に4人来ています。大洋地区は1人、旭地区はゼロです。そうなりますと、鉾田地区は2人となっておりますので、2人候補者を選定するという形になりますので、その辺につきましては選考委員会の際に詳しくご説明したいと思います。

3番の資格審査ですが、基本的には農業委員と同様に農業委員会に関する法律8条4項の規定に基づき欠格条項がありますので、こちらについてはこちらで市民課のほうに確認をいたします。

4番の選考についてですが、選考委員は農業委員6人により構成すると。選考方法ですが、農業委員会等に関する17条の規定により、農地等の利用の最適化に熱意と識見を有する者を委嘱するとさ

	<p>れています。そこで、法律に記載されている事項の下に評価項目を設定、推薦書、応募届けに記載された内容を選考の根拠資料といたします。地区及び団体からの推薦候補者につきましては、地区の代表者から推薦を受けている事実を尊重し、基本的には提出された推進委員さんの内容について書類審査し、候補者を選考する。自ら候補した者につきましても、提出された応募届出書の書類審査を行いまして、必要に応じて地元農業委員からの聞き取り、または候補者の面接等により選考するとしております。加点方法につきましては、法改正の趣旨に基づきまして、女性である方とか、満50歳未満である方とか、認定農業者の方というのを加点ポイントにしております。それと、一番大事なのは担当区域の調整というものになりまして、基本的には16区域に分かれて、それぞれ2名ずつ推進委員はいることになっております。そこにこちらの応募枠を4名入れるような形にはなるのですけれども、その際にエリア分け等をしますので、そのバランスも考慮して審査するような形になります。</p> <p>以上のように選考したいと考えております。詳しくは選考委員会の際に再度委員の方に説明をさせていただきます。</p> <p>資料1、資料2のどちらも選考要領案になります。これまではこのような決まりといいますかルールがなかったものですから、今回はこちらの案についてもご承認いただき、なおかつ選考委員6名を決定していただきたいと思っております。</p> <p>事務局からの説明は以上となります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、選考委員の構成は、会長及び代理2名と委員の中から各地区1名の計6名となっております。</p>
	<p>各地区からの選考委員の選任について、議長において指名することに、ご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。選考委員に、銚田地区から17番、海老原康廣委員、大洋地区から2番、永井司委員、旭地区から24番、小松崎善一委員を指名いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>これより質疑に入ります。質疑を許します。</p>
	<p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>議案第9号について、会長及び代理2名、並びに各地区より指名した3名を、銚田市農地利用最適化推進委員候補者選考委員に決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議ないものと認め、選考委員を決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>(報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について)</p>
<p>議 長</p>	<p>報告第1号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>こちら10件の届出がございました。16筆で面積が4万4,825平方メートル。いずれも合意解約となっております。 以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>(報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について)</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、報告第2号 「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>こちら1件の届出がございました。10筆で面積につきましては、合計で1万3,538平方メートルでございます。いずれも相続による所有権移転となっております。 以上でございます。</p>

	<p>(報告第3号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について)</p>
議 長	<p>続きまして、報告第3号「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
事 務 局	<p>1件の届出がございました。4筆で地目、畑、合計面積が1万117平方メートルでございます。 添付書類を含め、事業要件を満たしておりますので、それぞれ令和4年1月14日付で会長専決処分により書類を受理いたしました。 以上でございます。</p>
	<p>(報告第4号 農地等の現況に係る照会に対する回答について)</p>
議 長	<p>続きまして、報告第4号「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を議題といたします。事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
事 務 局	<p>法務局より1件の照会がございました。番号1番、3筆で地目、畑から宅地への変更です。現況地目を確認し、非農地であったことから、令和4年2月7日付で会長専決処分により回答いたしました。 以上でございます。</p>
議 長	<p>以上で、議案の審議及び報告を終わります。</p>

議 長	<p>続きまして、その他について何かありましたらお願いします。事務局のほうからお願いします。</p>
事 務 局	<p>事務局のほうから当面の行事、協議報告事項についてご説明いたします。</p> <p>当面の行事についてですが、3月15日火曜日1時から現地調査の予定しております。調査委員は菊川委員、飯塚委員、郡司委員の3名です。</p> <p>16日水曜日は常設審議委員会となっております。今回は学校用地のほうで1件案件がございます。</p> <p>22日火曜日が1時以降に議案の配付ということになっております。</p> <p>25日14時から3月の定例総会、福祉事務所2階会議室で全員での出席を予定しております。</p> <p>それと、先ほど推進委員の選考委員ということで選考委員会の予定と、また委員長、副委員長のほうを決めたいと思いますので、帰りちょっとお残りいただきたいと思います。</p>
議 長	<p>先ほど名前言った方だけ。</p>
事 務 局	<p>はい。会長と代理お二方と、あとは小松崎委員さんと永井委員さんと海老原委員さんの6名につきましては、総会終了後にちょっとお時間いただければと思います。</p>
議 長	<p>という事務局の説明でございました。</p> <p>そのほか何かありましたらばお願いいたします。</p> <p>では、私のほうから一言いいですか。</p> <p>先ほど小松崎さんからあった外国の方が、あまり外国と言うと差別でちょっと駄目だと言われたらば困ると思いますが、 の という方と、もう一人、 の方が外国人だということだけれども、これだけの土地を買って本当に農業をできるかどうか疑問ですよね。と私は思っているのですけれども、これだんだん、だんだん買って、今言ったとおりに太陽光とか何かされたら一番困るわけなのです。やはり本当に農業に従事してくれれば一番いいことなのだけれども、その申請に当たっては、そういうことの決まりをちゃんと守って申請は出すけれども、いざ買って手に入ると、それが守られるかどうかやはりちょっといいのです。</p> <p>それで、これ買受適格証明書といっているのだけれども、やっぱり近隣住民との関係も非常に大事なのです。その近隣住民との接触</p>

	<p>が全くなくてこういう方が買っていたのでは、またこれ何かトラブルがあったときに、やっぱりそういうところで、生まれ育ったところが違うのだから、常識がもうもともと違うのだから、そういう方が買って果たしてその地元になじんでできるかどうかというのが非常に私はこれから問題になってくるのではないかなと思っております。</p> <p>やっぱりこれだけ銚田は農業生産高なりこんな優良農地があってもかかわらず、こういう方が買って果たして、そのまま農業をやってくれば一番いいのだけれども、それがどうかなということが疑問なもので、そういうことがこれからの課題となっておりますので、太陽光なんかぜひ富田さんが言ったように、やられたのが一番困るわけなのです。</p> <p>そういうことで、これからそういうこともしっかりやって、それで第1種農地でも営農型だったらある程度許可下りてしまうのだもの。だから、そういうときに従来のとおりその作物、太陽光の下に作物作って、こちらに、その都度その都度出荷していなくても出荷したような書類を提出しながら、指導しながらやっていただいて、最終的にはごじゃっぺにされてしまっても優良農地が困るのではないかなと私は思っておりますけれども、やはりそういうことを防ぐためにも各地区の農業委員の方々がやっぱり目を光らせていただいて、そういうことがないようにひとつこれからはやっていきたいなと私は思っております。</p> <p>そういうことで。</p> <p>はい。</p>
富田省三委員	全くだよ。これ取得した場合には、もしあれした場合にはその人の自由だから。
議 長	そうなのですよ。だから、そういう……
富田省三委員	<p>それともう一点、この今中国人の方の話をお伺いしますけれども、これ私のところにしょちゅう電話かかってきたのだ。これ委員会にあれしない前に。それで私は頭にきてしまったのだけれども、長々と話しているのだよ。「何だ」と言ったの、あんたも。適格証明書を出すための話なのだとしたら、「いや、私は太陽光をやっている業者なのだ」と。「いや、待てよ、太陽光をやるための農地を取得するのか」と言ったのだ。そうしたら、「私はそういう専門の業者です」と。「農地もある程度は耕している」と。それで、俺は言ったのだけれども、「いや、それ今この出ている物件は農地だぞ。これ1級農地であって太陽光はできない場所なんだぞ」と言ったの。そうしたら何だのかんだの言いながら「畑を取得して耕作した</p>

大貫修一委員	ありがとうございます。
櫻井健一委員	<p>ちょうど1週間前に私のところに来ていますよ。■■■さん自身が環境課のほうに電話をして何とかしてくれということを行ったのですけれども、環境課のほうでは裁判やれと職員さんが投げたような形でなっているというような文書を私のところに持ってきたのです。でも私はもうどうかなと思って、今日は持ってこなかったのですけれども、そのような文書で私のところに届けてきています。</p>
議 長	<p>そうですね。これも今日あした解決する問題でもない。非常に櫻井さんは地元だからなおさら相談に来て困ったと思いますけれども、本当に最終的には訴訟がないだなんだの言っていますけれども。</p> <p>そのほかありませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議 長	<p>それでは、議事日程を全て終了いたしました。慎重審議ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、銚田市農業委員会2月定例総会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。</p> <p style="text-align: center;">午後4時15分 閉 会</p> <p>署 名 人</p> <p style="text-align: center;">_____ 議長(会長)</p> <p style="text-align: center;">_____ 4番 委員</p> <p style="text-align: center;">_____ 5番 委員</p>

